

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬
月額について

健康保険法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬月額について、
同法第47条第2号により、下記のとおり公告する。

記

1. 適用期間 2019年4月1日から2020年3月31日まで
2. 標準報酬月額 第25等級 360,000円

法第47条第2号の規定により被保険者資格喪失
時における標準報酬月額が、第24等級 340,000円以
下の者については、その者の資格喪失時の標準報酬
月額とする。

2018年12月20日

亀田総合病院健康保険組合
理事長 亀田 秀次

